

令和7年12月19日

行田市議会議長
福島ともお様

提出者

行田市議会議員 野本翔平
行田市議会議員 木村博
行田市議会議員 斎藤博美
行田市議会議員 小野寺貴男

議案の提出について

下記議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

件名 行田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例
理由 議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給に関する特例に関する規定を新たに制定するものである。

議第7号

行田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行田市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、議員がその職責を果たすことができない場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、行田市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和36年条例第5号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市議会の会議等 行田市議会の定期会及び臨時会並びに行田市議会委員会条例（昭和42年条例第38号）により設置された委員会をいう。
- (2) 長期欠席 議員が療養、長期不在その他の事由により、連續して90日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合をいう。
- (3) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第10号）第3条第2項の規定により認定された公務上の災害又は通勤による災害をいう。

(長期欠席に係る届出)

第3条 議員は、長期欠席をすることとなった場合は、長期欠席届出書（様式第1号）に医師が作成した証明書等長期欠席の理由を証する書類を添えて、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。この場合において、当該議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の親族又は委任を受けた者が届け出ることができるものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に市議会の会議等に出席できることとなったときは、復帰届出書（様式第2号）により、速やかにその旨を議長に届け出なければならない。

(議員報酬の減額)

第4条 議員が、市議会の会議等を長期欠席した場合における当該議員の議員報酬は、その職に応じた議員報酬の月額に、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「長期欠席の期間」という。）に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	割合
90日を超える180日以下であるとき	100分の80
180日を超える365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から市議会の会議等に出席した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで適用する。この場合において、市議会の会議等に出席した日の属する月については、日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じた期末手当の額に、当該減額の計算に係る割合を乗じて得た額とする。この場合において、当該割合の異なる月があるときは、低い方の割合を乗じるものとする。

（適用除外）

第6条 次の各号に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席した場合は、前2条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等
- (2) 出産（出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に限る。）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者になった場合
- (4) その他議長がやむを得ないと認める事由

(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として、逮捕、勾留その他のその身体を拘束される処分を受けたときは、当該処分を受けた日から当該処分を解かれる日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員報酬の支給を停止する。この場合において、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給の停止ができないときは、翌月の議員報酬から当該停止に係る額を差し引いて支給する。

2 前項後段の場合において、議員の辞職その他の事由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、前項の規定は適用しない。

(期末手当の支給停止)

第8条 基準日の前6月において、議員が前条第1項に規定する身体を拘束される処分を受けたときは、当該基準日に係る期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬等の支給)

第9条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。）が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、当該議員が議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬等の不支給)

第10条 第7条及び第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件の有罪判決が確定したときは、支給しない。

2 刑の執行として刑事施設に収容される処分を受けたときは、その日から当該処分が終了する日までの間、当該期間に係る日割りにより計算した額の議員の報酬は、支給しない。

3 基準日の前6月において、前項の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、当該基準日に係る期末手当は、支給しない。

(日割り計算の方法)

第11条 日割計算は、その月の現日数を基礎として計算する。

(減額、支給停止及び不支給の効力)

第12条 この条例の規定による減額、支給停止及び不支給については、当該減額、支給停止及び不支給の事由が生じた日の属する任期中の議員報酬又は期末手当に限り、その効力を有する。

(疑義に対する措置)

第13条 この条例の適用に関し疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期欠席届出書

年　月　日

行田市議会議長

議員氏名

代理人　住所

氏名

続柄

行田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

記

長期欠席の期間	年　月　日　から　　年　月　日　まで
長期欠席の事由	(1) 療　　養 (理由) (2) 長期不在 (理由) (3) そ の 他 (理由)
備　　考	

※療養、長期入院の場合は、医師が記載した証明書等を添付すること。

様式第2号（第3条関係）

復 帰 届 出 書

年 月 日

行田市議会議長

議 員 名

行田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第2項の規定により届け出ます。

記

復 帰 日	年 月 日
備 考	